

日本福祉大学通信教育課程学費等納付規程

(趣旨)

第1条 日本福祉大学通信教育課程に関する規程(以下、「通信教育規程」という。)第44条、第45条に定める日本福祉大学福祉経営学部(通信教育)の学費、及び手数料等の納付については、本規程の定めるところによる。

(学費・入学選考料)

第2条 学費とは、「入学金」「基本授業料」「単位授業料(=1単位当たりの授業料)」「スクーリング受講料」「クラス制科目受講料」「実習登録費」「実習委託費」等をいう。

- 2 手数料は、「入学選考料」「除籍内示取消料」「証明書発行手数料」等をいう。
- 3 学費は別表1、入学選考料は別表2の所定の金額とする。なお、本学園同窓会員及び同窓会員による推薦を受けた者等の学費等の減免は別表1のとおりとする。

(納付期限)

第3条 学費のうち「入学金」「基本授業料」「単位授業料」は毎年、別に定める期限までに所定の金額を一括して納付しなければならない。

- 2 学費のうち「スクーリング受講料」「クラス制科目受講料」「実習登録費」「実習委託費」並びに手数料は、その都度納入しなければならない。

(未納者の扱い)

第4条 前条に定める学費のうち新入生については「入学金」「基本授業料」を納付期限までに納付せず、引続き6月末日(金融機関営業日)まで未納の者は、入学許可を取り消す。「単位授業料」については、6月末日(金融機関営業日)まで未納の者は、履修登録をしている当該科目の履修を取り消す。追加履修登録分は12月末日(金融機関営業日)まで未納の者には除籍を内示する。

- 2 在学生については、「基本授業料」「単位授業料」を納付期日までに納付せず、引き続き6月末日(金融機関営業日)まで未納の者には除籍を内示する。追加履修登録分の「単位授業料」については12月末日(金融機関営業日)まで未納の者には除籍を内示する。
- 3 除籍を内示された者が、除籍内示後1ヵ月以内(金融機関営業日内)に、所定の学費及び別表2に定める「除籍内示取消料」を納付し、除籍内示取消しの手続きをとった時は、その取消しを認める。ただし、1ヵ月を超えて手続きをとった場合でも、やむをえない事情があったと認められた時には、その取消しを認めることがある。

(除籍)

第5条 除籍を内示された者が、前条第3項に定める手続きをとらない時は除籍する。

- 2 前項により除籍された者の除籍期日は次のとおりとする。

新入生

「単位授業料」未納除籍者 — 当該年度3月31日
（「入学金」「基本授業料」未納者は入学許可取り消し）

在學生

「基本授業料」未納除籍者 — 前年度3月31日
「単位授業料」未納除籍者 — 当該年度3月31日

（休学）

第6条 通信教育規程第31条により休学の許可を受けた者の学費は次のとおりとする。

- (1) 休学者の当該年度の「基本授業料」は免除し、代わりに別表1に定める「在籍料」を納付しなければならない。
- (2) 在籍料は、休学期間の開始日から1ヶ月以内（金融機関営業日内）に納付しなければならない。未納となった場合は、休学の許可を取り消すものとする。

（退学）

第7条 退学者の既に納付されている学費等は原則として返還しない。

（復学）

第8条 通信教育規程第33条により復学の許可を受けた者の学費は、復学した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

（再入学）

第9条 通信教育規程第38条による再入学の申請にあたっては、別表1に定める「再入学料」を納めなければならない。

- 2 再入学の許可を受けた者の学費は、再入学した者の属する学年の学生が納付すべき学費納付金額とする。
- 3 再入学した者の納付した「入学金」が再入学した者の属する学年の納付した「入学金」に比べて、不足を生ずる時はその差額を徴収する。

（転籍）

第10条 通信課程第35条により通学課程から通信課程への転籍の許可を受けた者の学費は、転籍した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

（留年）

第11条 留年した者の学費は、留年した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

（編入学・転入学）

第12条 通信課程第16条により、編入学又は転入学の許可を受けた者の学費は次のとおりとする。

- (1) 「入学金」は編入学又は転入学の入学許可を受けた年度の新入学生の納付金額と同額とする。

(2) 前号の「入学金」を除く学費は、編入学又は転入学の許可を受けた者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

(減免)

第13条 「入学選考料」及び「入学金」の減免は別表1のとおりとする。

2 理事長が必要と認めた時は、災害等による特別減免を行うことができる。

(他課程聴講料)

第14条 他課程聴講を許可された者の他課程聴講料は別表1のとおりとする。

(手数料)

第15条 入学を願い出る者の「入学選考料」、海外に在住する者の「海外郵送料」、
「諸証明書発行手数料」などの手数料は別表1のとおりとする。

2 諸証明の発行を希望する者は、所定の手続を行い、郵送料などの実費を負担する。

(学費等の返還)

第16条 既に納付した学費及び手数料は原則として返還しない。

2 前項にかかわらず、死亡除籍となった者の「入学金」を除く当該年度の学費は遺族に返還するものとする。また、本規則第7条に定める者、入学資格のない者の「入学選考料」、学費のうち「入学金」「基本授業料」「単位授業料」を除く受講しなかった「スクーリング受講料」「クラス制科目受講料」「実習登録費」「実習委託費」などの納付金は返還する。但し本学が指定する期日までにそれぞれ所定の手続きを行った者を対象とする。

3 「実習登録費」[実習前年度分]は、おもに実習課程登録の手続き費用であり、「相談援助実習指導Ⅰ」及び「精神保健福祉相談援助実習指導Ⅰ」の単位認定確定後、何らかの理由で実習を辞退した場合においても返還しない。「実習登録費」[実習年度分]は、おもに実習巡回指導にかかる費用であり、実習開始前に実習を辞退した場合は返還するものとする。なお、実習開始後の途中辞退については返還しない。「実習委託費」は実習先に支払う費用であり、何らかの理由で実習を途中で辞退した場合、すでに実習を開始していれば、実習にかかった日数分の委託費を納付しなければならない。

4 返還に関わる振込手数料などの実費は、必要に応じて返還を受けるものが負担する。

(規程の所管課室)

第17条 本規程の所管課室は、通信教育部事務室とする。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事長がこれを行う。

附 則

- 1 本規則は、2001年4月1日より施行する。
- 2 本規則は、2002年4月1日より一部改正施行する。
- 3 本規則は、2003年4月1日より一部改正施行する。
- 4 本規則は、2004年4月1日より一部改正施行する。
- 5 本規則は、2004年6月1日より一部改正施行する。
- 6 本規則は、2005年4月1日より一部改正施行する。
- 7 本規則は、2006年4月1日より一部改正施行する。
- 8 本規則は、2010年4月1日より一部改正施行する。ただし、2009年度以前の入学者については、第2条、第3条、及び第16条は従前の例による。
- 9 本規則は、2011年4月1日より一部改正施行する。
- 10 本規則は、2012年4月1日より一部改正施行する。
- 11 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 12 本規程は、2016年4月1日から一部改正施行する。ただし、2015年度以前の入学者については、第2条及び第16条は従前の例による。

別表1 学費(第2条関係)

区 分	学生区分	金額
入学金	正科生	30,000 円 ただし、日本福祉大学（大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学部、附属立花高等学校・立花高等学校及び附属高等学校、中央総合福祉専門学校・中央福祉専門学校、高浜専門学校を含む）の卒業生本人、日本福祉大学（大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学、通信教育部正科生・科目等履修生・特修生を含む）に1年以上在籍した者が入学する場合は無料とする。 また、日本福祉大学同窓会員の推薦があり出願する者、又は、日本福祉大学同窓会員に準ずる者として別に定める本通信教育部が認める者の推薦があり入学する者は半額とする。
入学金 ・継続料	科目等履修生	10,000 円 ただし、日本福祉大学（大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学部、附属立花高等学校・立花高等学校及び附属高等学校、中央総合福祉専門学校・中央福祉専門学校、高浜専門学校を含む）の卒業生は無料とする。

		また、日本福祉大学同窓会員の推薦があり出願する者、又は、日本福祉大学同窓会員に準ずる者として別に定める本通信教育部が認める者の推薦があり入学する者は半額とする。	
	特修生	10,000 円 ただし、日本福祉大学同窓会員の推薦があり出願する者、又は、日本福祉大学同窓会員に準ずる者として別に定める本通信教育部が認める者の推薦があり入学する者は半額とする。	
再入学料	正科生	10,000 円	
基本授業料	正科生	31,500 円	
在籍料	正科生	10,000 円 (年間)	
単位授業料 (1 単位当たり)	*	5,400 円	
スクーリング 受講料 (1 科目当たり)	*	5,000 円 ただし、「スウェーデン研修」「研究論文指導」を除く。	
研究論文指導 受講料	正科生	50,000 円	
クラス制科目 受講料 (1 科目当たり)	正科生 科目等履修生	5,000 円 「相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」「精神保健福祉援助演習Ⅰ・Ⅱ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」「事例研究(福祉職場の課題解決)」「スーパービジョン演習」の計 11 科目に適用する。	
実習登録費 (社会福祉士)	正科生 実習科目等履修生	2009 年度入学生	32,000 円
		2010 年度以降入学生	[実習前年度分] 40,000 円 [実習年度分] 40,000 円
実習登録費 (精神保健福祉士)	正科生	2011 年度以前入学生	65,000 円
		2012 年度以降入学生	110,000 円
		2016 年度以降入学生	[実習前年度分] 55,000 円 [実習年度分] 55,000 円
実習委託費 (社会福祉士)	正科生 実習科目等履修生	28,800 円 (基準額) ただし、実習先の規定額が上回る場合にはその差額を別途納入するものとする。	

実習委託費 (精神保健福祉士)	正科生	33,600円(基準額) ただし、実習先の規定額が上回る場合にはその差額を別途 納入するものとする。
再履修料	*	「単位授業料」「スクーリング受講料」と同額とする。 ただし、テキストが不要な場合の「単位授業料」は、申出 に基づき1単位当たり単位授業料から1,000円引いた額と する。
通学課程 履修料	正科生	「単位授業料」+「スクーリング受講料」とする。
スクーリング 聴講料 (1科目当たり)	聴講生	スクーリング科目 5,000円 ただし、「福祉経営序論」「スタートアップセッション」 「フォローアップセッション」「障害者スポーツ研究」 「研究論文指導」「スウェーデン研修」「事例研究(福祉職 場の課題解決)」「スーパービジョン演習」及び資格科目を 除く。
取得資格追加 単位認定料 (1科目当たり)	正科生	3,000円

* 学生区分の*は、正科生・科目等履修生・特修生すべてをさす。

別表2 手数料(第2条関係)

対象となる学生区分は、正科生・科目等履修生・特修生すべてをさす。

区 分	金 額
入学選考料	10,000円 ただし、日本福祉大学(大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大 学部、附属立花高等学校・立花高等学校及び附属高等学校、中央総合 福祉専門学校・中央福祉専門学校、高浜専門学校を含む)の卒業生本 人、併修生、日本福祉大学(大学院、中部社会事業短期大学、女子短 期大学、通信教育部正科生・科目等履修生・特修生を含む)に1年以 上在籍した者、日本福祉大学同窓会員の推薦があり出願する者、又は、 日本福祉大学同窓会員に準ずる者として別に定める本通信教育部が 認める者の推薦があり出願する者は無料とする。
除籍内示取消料	5,000円
海外郵送料	海外に在住し海外への郵送が必要な者、一律 10,000円(年額)
学生証再発行手数料	2,000円

証明書発行手数料	[在校生]
	1 旅客運賃学生割引証 手数料なし
	2 在学証明書 200 円
	3 科目等履修生証明書 200 円
	4 特修生証明書 200 円
	5 在籍証明書 200 円
	6 休学期間証明書 200 円
	7 スクーリング受講予定証明書 200 円
	8 スクーリング受講証明書 200 円
	9 単位修得・学業成績証明書 200 円
	10 単位修得・学業成績・卒業見込証明書 200 円
	11 卒業見込証明書 200 円
	12 社会福祉士・精神保健福祉士基礎科目履修見込証明書 200 円
	13 資格取得見込証明書 200 円
	14 2～6、9～11 の英文証明書 1,000 円
	[卒業生及び修了生]
	15 在学期間証明書 200 円
	16 在籍期間証明書 200 円
	17 単位修得・学業成績及び卒業証明書 200 円
	18 卒業証明書 200 円
	19 修了証明書 200 円
	20 精神保健福祉士基礎科目履修見込証明書 200 円
21 資格取得証明書 200 円	
22 15～19 の英文証明書 1,000 円	